

## 国家外貨管理局 クロスボーダー貿易・投資のさらなる利便化を促進

リサーチ&アドバイザー部 中国ビジネスソリューション室

2019年10月25日、国家外貨管理局は『クロスボーダー貿易・投資の利便化のさらなる促進に関する通達』(匯発[2019]28号、以下『28号通達』という)を公布しました。『28号通達』には、12条の利便化措置が含まれ、公布日より実施されます。

### 【ポイント】

- 非投資性外商投資企業の資本金による国内持分投資、企業外債抹消登記の銀行での取扱等の全国展開。
- 資本項目収入支払の利便化の試行範囲拡大。
- 一部地域において外債調達の都度登記の撤廃の試行。

### 1. 政策の背景

2019年10月23日、国務院常務会議はビジネス環境をさらに改善し、実体経済の発展に貢献するため、外貨管理の最適化、クロスボーダー貿易投資の利便化の促進策を承認しました。2019年10月25日、国家外貨管理局は上記政策、すなわち『28号通達』を正式に公布しました。『28号通達』には、経常項目・資本項目で各6条、計12条の利便化措置が含まれます。『28号通達』は、中国が最近公布した『ビジネス環境の改善条例』に次ぎ、貿易投資の利便化、行政の簡素化等の企業に対する優遇政策となり、中国市場における外商投資を一層誘致する狙いです。

### 2. 本規定の主要内容

【図表1】12条措置及びその実施範囲

経常項目 (6条)		実施範囲
1. 貿易外貨収支の利便化試行の拡大	貨物貿易	条件が熟した その他の(全国)地区
	サービス貿易	
2. 小規模クロスボーダー電子商企業の貨物貿易収支手続の簡素化		全国
3. 貨物貿易外貨業務の報告方式の改善	企業の指導期における輸出入報告の撤廃	全国
	オンラインでの貿易信用等に係る報告の実施	全国 2020年1月1日より実施
4. 輸出収入審査待ち口座開設の要件緩和		全国
5. 企業分支機構の名簿登記の利便化		全国
6. 工事元請企業の国外資金集中管理を許可		全国
資本項目 (6条)		実施範囲
1. 非投資性外商投資企業の資本金を原資とする国内持分投資制限の撤廃		全国
2. 資本項目収入の支払利便化試行の拡大		18自貿区+上海市全域
3. 資本項目外貨資金の元転後用途の緩和	国内資産現金化口座資金に係る用途制限の撤廃	全国
	外国投資者の保証金用途制限の撤廃	
4. 企業外債登記管理の改革	外債抹消登記は銀行での取扱	全国
	企業外債の都度登記の撤廃を試行	粵港澳大湾区、海南
5. 資本項目外貨口座数の制限撤廃		全国
6. 国内貸付資産の対外譲渡の試行推進		粵港澳大湾区、海南

以下では、上記図表における太字の措置について具体的に説明します。

➤ 貿易外貨収支利便化試行の拡大

【図表2】貿易外貨収支利便化試行の拡大	
貨物貿易	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 貨物貿易における外貨収支の利便化は、2019年年初から粵港澳大湾区、上海、浙江等地區で既に試行され、内容は①証憑審査の改善、②外貨特別払戻業務登記の撤廃、③輸入外貨支払の簡素化等、を含む。</li> <li>✓ 上記試行の適用を申請する企業は、一定の規模を有する必要がある。例えば、粵港澳大湾区の参加基準は、前年度貨物貿易の外貨収支規模が10億米ドル以上、上海は4億米ドル以上。</li> <li>✓ 国家外貨管理局の報道官（以下は「報道官」という）によると、『28号通達』は試行を「その他条件が熟した地区」に拡大し、今後各地で関連実施細則の公布が待たれる。</li> </ul>
サービス貿易	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 『28号通達』は、試行範囲を貨物貿易からサービス貿易まで拡大。</li> <li>✓ 従来、国家税務総局、国家外貨管理局『サービス貿易等項目の対外支払税務届出の関連問題の公告』（公告2013年第40号）に基づき、企業は国外へ1件あたり5万米ドル以上のサービス貿易外貨資金を支払う場合、所在地主管国税機関に税務届出をした後、銀行で「届出表」の審査を経て外貨を支払わなければならない。『28号通達』に基づき、外貨支払銀行は、今後「情報共有の形で電子化審査を実現」できる。</li> </ul>

➤ 貨物貿易外貨業務の報告方式の改善

【図表3】貨物貿易外貨業務の報告方式の改善	
企業の指導期輸出入報告の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国家外貨管理局『貨物貿易外貨管理法規関連問題の公布に関する通達』（匯發[2012]38号。以下『38号通達』という）に基づき、外管局は貿易企業の「初回の貿易外貨収支業務の発生日からの90日間」を指導期とし、「企業は指導期終了後の10営業日以内に、外管局に指導期内に発生した貨物輸出入及び貨物外貨収支の1件毎の対応状況を書面で報告しなければならない」とする。</li> <li>✓ 『28号通達』は上記の報告義務を撤廃し、外管局によるシステムを通じた監督管理に変更。</li> </ul>
貿易信用等報告のオンライン取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 『38号通達』による、企業の外管局への書面での報告義務は以下を含む。：             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 貿易信用：例えば、外貨管理上のA類企業が30日超の前受・前払を行う場合、入金もしくは支払日から30日以内に、モニタリングシステムを通じて外管局に報告していない場合</li> <li>② トレードファイナンス：例えば、90日超のユーザンス信用状、海外代理支払等の輸入側のトレードファイナンスは、企業が当該貨物の輸入日から30日以内に、モニタリングシステムの企業サイドを通じて外管局に報告していない場合</li> </ul> </li> <li>✓ 報道官によると、『28号通達』では「貿易信用等の特別業務に係る報告を全てオンラインで実施することを実現する」とするが、貿易主体が不一致の状況は除く。また、貨物貿易の外貨モニタリングシステムをアップグレードする必要があり、当該業務は2020年1月1日より開始するとしている。</li> </ul>

➤ 企業分支機構名簿登記の利便化

**【図表4】企業分支機構名簿登記の利便化**

- ✓ 2018年12月7日、税関総署は『通関単位登記管理のさらなる改善の関連事項に関する公告』（2018年第191号公告）を公布し、2019年2月1日から企業分支機構による輸出入通関業務を解禁した。その後、各地外管局は続々と企業分支機構のために「貨物外貨収支企業名簿」の申請、変更及び抹消の取扱いを始めたが、企業法人の「営業許可証」の提出が必要としていた。
- ✓ 『28号通達』は、上記要求を撤廃し、企業分支機構は自らの「営業許可証」の正本もしくはコピーを提供すればよいとしている。

**▶ 非投資性外商投資企業による資本金国内持分投資制限の撤廃**

**【図表5】非投資性外商投資企業による資本金国内持分投資制限の撤廃**

- ✓ 2019年7月10日、国家外貨管理局上海市分局は『中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行実施細則（4.0版）』を公布し、上海自貿区における非投資性外商投資企業の外貨資本項目による国内持分投資を解禁した。国内持分投資は子会社新設と国内その他企業に対する吸収合併等を含む。
- ✓ 『28号通達』に基づき、非投資性外商投資企業は外貨資本金より国内持分投資を実施する場合、被投資の主体は、規定に基づき国内再投資登記を行い、資本金口座を開設して入金しなければならず、現金出資登記を行う必要はない。非投資性外商投資企業は、資本金を元転して国内持分投資を実施する場合、被投資の主体は規定に基づき国内再投資登記の引受登記を行い、「資本項目-元転支払待ち口座」を開設して当該資金を入金しなければならない。
- ✓ 『28号通達』は、当該政策を全国に展開。報道官によると、全国の外商投資企業は37万社、うち投資性外商投資企業は3千社以内であり、当該政策で99%の外商投資企業が恩恵を受ける。

**▶ 資本項目収入の支払利便化試行を拡大**

**【図表6】資本項目収入の支払利便化試行を拡大**

- ✓ 企業の資本項目収入（資本金、外債、国外上場資金等を含む）は、「資本項目の外貨口座資金支払命令函」に従って直接行い、事前の都度審査を不要とする試行を、上海、天津等12自貿区で展開した。『28号通達』は、試行範囲を2019年新設した6自貿区と上海市全域に拡大。

**▶ 資本項目外貨資金の元転使用制限の緩和**

**【図表7】資本項目外貨資金の元転後用途の緩和**

国内資産現金化口座資金の元転後用途制限の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 従来、国内企業は外国投資者が直接に送金した持分譲渡の外貨対価を受領する場合、当該外貨資金を国内資産現金化口座に入金後、資本項目の外貨資金として管理されていた。『28号通達』は上記制限を撤廃し、国内持分譲渡側は関連業務証憑より直接銀行で元転して使用することができる。</li> <li>✓ 上記条件は国内で外貨建て持分譲渡代金を支払う場合に適用せず、国内企業は非投資性企業が送金した持分譲渡代金を外貨建てで受領する場合、外貨資本金口座に入金必要があり、当該資金は資本項目の外貨資金として管理される。</li> </ul>
外国投資者の保証金用途制限の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 従来、外国投資者の保証金に対して「取引保証の用途に限定し、元転してはならず、質権付き担保に用いてはならない」、かつ「入札の結果を問わず元の口座に戻さなければならない」と規定されていた。『28号通達』は、保証金口座内の資金に係る元転制限を撤廃し、取引成約もしくは契約違反の弁償のために直接元転して支払うことを許可した。また、『28号通達』は、保証金の送金元口座への戻しを不要とし、取引成約後、保証金を直接その国内の合法的な出資、国内外の対価支払に使用可能。</li> </ul>

**▶ 企業外債登記管理の改革**

【図表8】企業外債登記管理の改革

外債抹消登記は銀行で実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外債の抹消登記は、外管局での取扱から直接銀行での取扱に変更、加えて、企業の手続時限の撤廃試行は、既に上海自貿区等で展開されており、『28号通達』では当該政策を全国展開。</li> </ul>
企業外債の都度登記の撤廃を試行	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2017年1月13日、中国人民銀行は『全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理の関連事項に関する通達』（銀発[2017]9号）を公布した。企業は純資産2倍を限度に外債調達が可能となったが、外債契約締結後かつ実行前の3営業日以内に、国家外貨管理局の資本項目情報システムにてクロスボーダー融資状況の届出手続を行わなければならない。</li> <li>✓ 『28号通達』は、外債調達の都度登記の撤廃を試行し、試行地区の企業は、所在地外管局で純資産2倍の外債登記完了後、登記金額内で自主的に外債資金を調達し、直接銀行で資金の入出金及び元転・外貨転手続を行うことができる。報道官によると、『28号通達』の試行地区は粵港澳大湾区、海南となる。</li> </ul>

### 3. 企業への影響

『28号通達』は、経常項目及び資本項目において、外商投資のためにさらなる利便化措置を提供しました。例えば、非投資性外商投資企業の外貨資本金による国内再投資の全国展開は、外商投資企業の国内投資をさらに促進すると考えられます。外債抹消登記の銀行での実施等の資本項目の規制緩和や経常項目の収支利便化試行の拡大は、企業の経営活動における業務負荷を緩和しました。

『28号通達』の一部内容について、国家外貨管理局の実施細則より明確化する必要があり、引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

【日本語参考訳：MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">国家外汇管理局 汇发[2019]28号</p> <p style="text-align: center;">关于进一步促进跨境贸易投资便利化的通知</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各全国性中资银行：</p> <p>为深入推进“放管服”改革，提升外汇管理服务实体经济能力和水平，促进跨境贸易投资便利化，国家外汇管理局决定进一步优化外汇管理政策措施，便利市场主体合规办理外汇业务。现就有关事项通知如下：</p> <p>一、扩大贸易外汇收支便利化试点</p> <p>扩大货物贸易外汇收支便利化试点的地区，在粤港澳大湾区、上海和浙江试点的基础上，支持其他地区按规定开展优化货物贸易外汇收支单证审核、取消特殊退汇业务登记、简化进口付汇核验等试点业务。</p> <p>实施服务贸易外汇收支便利化试点。符合条件审慎合规的银行为信用良好的境内机构办理服务贸易外汇收支时，可根据“了解客户、了解业务、尽职审查”的展业原则办理。推进服务贸易付汇税务备案电子化工作，以信息共享方式实现银行电子化审核。</p> <p>二、取消非投资性外商投资企业资本金境内股权投资限制</p> <p>在投资性外商投资企业（包括外商投资性公司、外商投资创业投资企业和外商投资股权投资企业）可依法依规以资本金开展境内股权投资的基础上，允许非投资性外商投资企业在不违反现行外商投资准入特别管理措施（负面清单）且境内所投项目真实、合规的前提下，依法以资本金进行境内股权投资。</p>	<p style="text-align: center;">国家外貨管理局 匯發 [2019] 28 号</p> <p style="text-align: center;">クロスボーダー貿易・投資の利便化のさらなる促進に関する通達</p> <p>国家外貨管理局各省・自治区・直辖市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・厦門・寧波市分局、各全国性中資銀行：</p> <p>「放管服（行政手続きの簡素化・管理監督の強化・行政サービスの向上）」改革をより推進し、外貨管理による実体経済の能力及びレベルを高め、クロスボーダー貿易・投資の利便化を促進するために、国家外貨管理局は外貨管理の政策措置をさらに改善し、コンプライアンス遵守を前提とした、市場主体による外貨業務手続の利便化を決定した。関連事項は以下の通り通知する：</p> <p>一、貿易外貨収支の利便化試行を拡大</p> <p>粵港澳大湾区、上海及び浙江における試行を基に、貨物貿易の外貨収支利便化の試行地域を拡大し、各地区の規定に基づき、貨物貿易外貨収支の証憑審査の改善、特別外貨払戻業務登記の撤廃、輸入外貨支払の簡素化等の試行業務の展開を支援する。</p> <p>サービス貿易における外貨収支の利便化試行を実施する。慎重でコンプライアンスを遵守した適格な銀行が信用のある国内機構のためにサービス貿易の外貨収支を取扱う際、「顧客を理解し、業務を理解し、審査の職を尽くす」という業務実施原則に基づき、実施することができる。サービス貿易における外貨支払の税務届出の電子化業務を推進し、情報共有による銀行の電子審査を実現する。</p> <p>二、非投資性外商投資企業の資本金による国内持分投資の制限を撤廃</p> <p>投資性外商投資企業（外商投資性公司、外商投資ベンチャー投資企業及び外商投資持分投資企業を含む）は、法律・規定に基づき、資本金による国内持分投資の実施し、非投資性外商投資企業が現行の外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に違反せず、かつ国内投資プロジェクトの真実且つコンプライアンス遵守を前提に、法に従い資本金による</p>

非投資性外商投资企业以资本金原币划转开展境内股权投资的,被投资主体应按规定办理接收境内再投资登记并开立资本金账户接收资金,无需办理货币出入账登记;非投资性外商投资企业以资本金结汇开展境内股权投资的,被投资主体应按规定办理接收境内再投资登记并开立“资本项目-结汇待支付账户”接收相应资金。

### 三、扩大资本项目收入支付便利化试点

允许试点地区符合条件的企业将资本金、外债和境外上市等资本项下收入用于境内支付时,无需事前向银行逐笔提供真实性证明材料,其资金使用应当真实合规,并符合现行资本项目收入使用管理规定。试点银行应遵循展业原则管控试点业务风险。所在地外汇局应加强监测分析和事中事后监管。

### 四、放宽资本项目外汇资金结汇使用限制

取消境内资产变现账户资金结汇使用限制。外商直接投资项下境内股权出让方接收外国投资者股权转让对价款时,可凭相关业务登记凭证直接在银行办理账户开立、资金汇入和结汇使用手续。

放宽外国投资者保证金使用和结汇限制。外国投资者从境外汇入或从境内划入的保证金,在交易达成后,可直接用于其境内合法出资、境内外支付对价等。取消保证金账户内资金不得结汇的限制,允许交易达成或违约扣款时将保证金直接结汇支付。

### 五、简化小微跨境电商企业货物贸易收支手续

支付机构或银行根据《国家外汇管理局关于印发〈支付机构外汇业务管理办法〉的通知》(汇发〔2019〕13号)办理货物贸易收付汇时,年度货物贸易收汇或付汇累计金额低于20万美元的

国内持分投资实施进行许可。

非投資性外商投資企業が資本金の原通貨による国内持分投資を実施する場合、被投資主体は規定に基づき国内再投資の受入登記を行い、かつ資本金口座を開設して資金を受領し、現金出資の入金登記を行う必要はない。非投資性外商投資企業が資本金を元転して国内持分投資を実施する場合、被投資主体は規定に基づき国内再投資登記を行い、かつ「資本項目-元転支払待ち口座」を開設して関連資金を受領しなければならない。

### 三、資本項目収入の支払利便化試行を拡大

試行地区の適格な企業が資本金、外債及び国外上場等の資本項目収入を国内支払に用いる場合、事前に銀行に真実性証明資料を都度提供する必要はなく、その資金の使用は真実且つコンプライアンスを遵守しなければならない。現行の資本項目収入の使用管理規定を準拠しなければならない。試行銀行は、業務実施原則を遵守し、試行業務のリスクを管理・制御しなければならない。所在地外管局は、モニタリング分析及び事中・事後の監督管理を強化しなければならない。

### 四、資本項目外貨資金の元転使用の制限を緩和

国内資産現金化口座の資金の元転使用制限を撤廃する。外商直接投資により外国投資者から持分譲渡対価を受領する場合、関連業務登記証憑により直接銀行で口座開設、資金送金及び元転使用の手続を行うことができる。

外国投資者の保証金使用及び元転制限を緩和する。外国投資者は、国外から払込み、または国内で振替を行った保証金を、当該取引の成立後に、直接国内の合法的な出資、国内外への支払等に用いることができる。保証金口座内の資金に係る元転制限を撤廃し、取引成立または契約違反による差額支払が発生する場合、保証金を直接元転して支払うことを許可する。

### 五、小規模クロスボーダー電子商企業の貨物貿易收支手続の簡素化

支払機構もしくは銀行は、『国家外貨管理局「支払機構の外貨業務管理弁法」の公布に関する通達』(匯發[2019]13号)に基づき、貨物貿易の外貨受取・支払を行う場合で、年間貿易における外貨受取

(不含)小微跨境电商企业可免于办理“贸易外汇收支企业名录”登记(以下简称名录登记)。外汇局依法对免于办理名录登记的小微跨境电商企业实施监督检查。

#### 六、改革企业外债登记管理

取消非银行债务人需到所在地外汇局办理外债注销登记管理要求,非银行债务人可到其所属外汇分局(外汇管理部)辖内银行直接办理符合条件的外债注销登记。取消非银行债务人办理外债注销登记业务的时间限定。

试点取消非金融企业外债逐笔登记。试点地区非金融企业可按净资产2倍到所在地外汇局办理外债登记,非金融企业可在登记金额内自行借入外债资金,直接在银行办理资金汇出入和结购汇等手续,并按规定办理国际收支申报。

#### 七、取消资本项目外汇账户开户数量限制

取消“每笔外债最多可以开立3个外债专用账户”“每个开户主体原则上只能开立1个境外汇入保证金专用账户”“每笔股权转让交易的股权出让方仅可开立1个境内资产变现账户”等限制,相关市场主体可根据实际业务需要开立多个资本项目外汇账户,但相关账户开户数量应符合审慎监管要求。

#### 八、优化货物贸易外汇业务报告方式

取消企业向所在地外汇局报告辅导期内业务的要求。外汇局对货物贸易外汇收支异常、可疑的辅导期企业开展重点监测和核查,并规范分类管理。

企业贸易信贷、贸易融资等业务报告,可通过货物贸易外汇监测系统(企业端)实现网上办理,无需到所在地外汇局现场报告(贸易主体不一致特殊业务除外)。

もしくは外貨支払金額が、累計で20万米ドル(20万米ドルを含まない)未満の小規模クロスボーダー電子商企業の場合、「貨物貿易収支企業名簿」(以下、「名簿登記」という)の登録を免除する。外管局は、法に基づき名簿登記が免除されたクロスボーダー電子商企業に対して監督・検査を実施する。

#### 六、企業の外債登記管理改革

非銀行債務者に対する所在地外管局での外債抹消登記に係る要求を撤廃し、非銀行債務者が属する外管局分局(外貨管理部)管轄内の銀行で、外債抹消登記を直接行うことができる。非銀行債務者の外債抹消登記の実施期限を撤廃する。

非金融企業における外債の都度登記の撤廃を試行する。試行地区の非金融企業は、純資産の2倍まで所在地外管局で外債登記を行うことができ、登記金額内で自主的に外債資金を調達し、直接銀行で資金の支払・受取及び元転・外貨転等手続を行い、規定に従い国際収支申告を行うことができる。

#### 七、資本項目外貨口座数への制限の撤廃

「外債1件につき最大3つの外債専用口座の開設が可能」、「口座開設主体1件につき、原則1つの国外払込保証金専用口座の開設が可能」「持分譲渡取引毎に、1つの国内資産現金化口座の開設が可能」等の制限を撤廃し、関連市场主体は、実務に応じて複数の資本項目外貨口座の開設が可能であるが、関連口座数は、慎重な監督・管理の要求を満たす必要がある。

#### 八、貨物貿易に係る外貨業務の報告方式の改善

所在地外管局への指導期間内における業務の報告に関する企業への要求を撤廃する。外管局は、貨物貿易の外貨収支において異常・疑わしい取引が発生した場合、指導期間内の企業に対して重点的にモニタリング及び審査を行い、かつ分類管理を標準化する。

企業の貿易信用、貿易融資等の業務に係る報告は、貨物貿易の外貨モニタリングシステム(企業側)を通じてオンラインで行うことができ、所在地外管局での報告を必要としない(貿易主体が不一致の特別業務を除く)。

九、放宽出口收入待核查账户开立

企业办理货物贸易收入，可自主决定是否开立出口收入待核查账户（以下简称待核查账户）。对于企业未开立待核查账户的，银行按现行规定审核后的货物贸易收入可直接进入经常项目外汇账户或结汇。按现行规定需向外汇局提交待核查账户收入申报单的，企业可免于提交。

十、便利企业分支机构名录登记

企业分支机构申请办理、变更和注销名录登记手续，按照现行企业法人要求办理，提供自身《营业执照》正本或副本，但无需提供企业法人《营业执照》。

十一、推进境内信贷资产对外转让试点

按照风险可控、审慎管理的原则，允许试点地区扩大参与境内信贷资产对外转让业务的主体范围和转让渠道，扩大可对外转让的信贷资产范围，包括银行不良资产和贸易融资等。

十二、允许承包工程企业境外资金集中管理

承包工程企业经外汇局登记，可在境外开立资金集中管理账户，境外资金集中管理账户应符合境外账户所在国家（或地区）的法律法规。境外资金集中管理账户的收入范围为从境外业主或境内划入有关工程款，以及从同一主体开立的境外同一国家（或地区）其他承包工程项目账户划入资金；支出范围为向境内调回工程款、有关境外工程款支出，以及向同一主体开立的境外同一国家（或地区）其他承包工程项目账户划转资金。

本通知自发布之日起实施（其中，第八条第二款因需升级货物贸易外汇监测系统，自2020年1月1日起实施）。以前规定与本通知不符的，以本通知为准。国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行；各全国性中资银行接到本通知

九、輸出收入審査待ち口座の開設を要件緩和

企業は、貨物貿易の収入手続を行う際、輸出収入審査待ち口座を開設するか否かを自主的に決定することができる。企業が審査待ち口座を開設していない場合、銀行は現行の規定に基づき、審査後の貨物貿易収入を直接、經常項目外貨口座に入金する、もしくは元転することができる。現行規定に基づき、外管局に審査待ち口座収入申告書を提出する必要がある場合、当該企業の提出を免除する。

十、企業分支機構の名簿登記の利便化

企業分支機構が、名簿の登記、変更、抹消手続を申請する場合、現行の企業法人の要件に従い、当該企業の「営業許可証」を提供する必要はなく、企業分支機構自身の「営業許可証」の正本もしくはコピーを提出する。

十一、国内貸付資産の対外譲渡試行の推進

リスク管理、マクロプルーデンス管理の原則に基づき、試行地区で国内貸付資産の対外譲渡業務における主体の範囲及び譲渡チャネルの拡大を許可し、銀行の不良資産及びトレードファイナンス等を含む、対外譲渡可能な貸付資産の範囲を拡大する。

十二、工事元請企業の国外資金集中管理の許可

工事元請企業は、外管局の登記を経て、国外で資金集中管理口座を開設することができ、国外資金集中管理口座は、国外口座所在国（もしくは地区）の法律・規定を準拠しなければならない。国外資金集中管理口座の収入範囲は、国内外の業者から送金された工事代金、及び同一主体が開設した同一国家（地区）のその他元請工事プロジェクトの口座から振替した資金で、支出範囲は国内に工事代金の払戻し、関連国外工事代金の支出、及び同一主体が開設した国外同一国家（もしくは地区）のその他の工事元請プロジェクト口座から振替した資金となる。

本通達は、公布日より実施する（うち、第八条第二項は貨物貿易外貨モニタリングシステムをアップグレードする必要があるため、2020年1月1日より実施する）。従来の規定と本通達が合致しない場合、本通達を優先する。国家外貨管理局各分局、外貨管理部が本通達を受けた後、遅滞なく管轄内の中央支局、支局、都市商業銀行、農村商業銀行、外資銀行、

<p>后,应及时转发所辖分支机构。执行中如遇问题,请及时向国家外汇管理局反馈。</p> <p>联系电话:010-68402450、68402163、68402250</p> <p>特此通知。</p> <p style="text-align: center;">国家外汇管理局 2019年10月23日</p>	<p>農村合作銀行に展開しなければならない。全国規模の各中資銀行は本通達を受けた後、遅滞なく管轄の分支機構に転送しなければならない。問題が発生した場合、遅滞なく国家外貨管理局にフィードバックすること。</p> <p>電話番号:010-68402450、68402163、68402250</p> <p>特に通知する。</p> <p style="text-align: center;">国家外貨管理局 2019年10月23日</p>
--	---

☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFGバンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。

☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。

☞ 本資料に含まれる情報は、MUFGバンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。

☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。

☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。

☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

**MUFGバンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室**  
 (商号) MUFGバンク（中国）有限公司  
 (住所) 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦22楼  
 (登録番号) 中国銀行業監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001